

最高人民法院による判決及び裁定の執行 拒絶刑事事件の審理における法律の適用 に係る若干問題に関する解釈

2015年7月22日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

最高人民法院による判決及び裁定の執行拒絶刑事事件の審理における法律の適用に係る若干問題に関する解釈

「最高人民法院による判決及び裁定の執行拒絶刑事事件の審理における法律の適用に係る若干の問題に関する解釈」は最高人民法院審判委員会第 1657 回会議において可決、現在公布し、2015 年 7 月 22 日から施行する。

最高人民法院

2015 年 7 月 20 日

法釈〔2015〕16 号

最高人民法院による判決及び裁定の執行拒絶刑事事件の審理における法律の適用に係る若干の問題に関する解釈

(2015 年 7 月 6 日最高人民法院審判委員会第 1657 回会議において可決)

法により判決及び裁定の執行を拒絶する犯罪の処罰を行い、人民法院の判決及び裁定の法による執行を確保し、当事者の合法的な権利利益を確実に擁護するため、「中華人民共和国刑法」、「中華人民共和国刑事訴訟法」、「中華人民共和国民事訴訟法」などの法律の規定に基づいて、判決及び裁定の執行拒絶刑事事件の審理における法律の適用に係る若干の問題について、次のとおり解釈する。

第 1 条 被執行者、執行の協力義務者、保証人などの執行義務を負う者が人民法院の判決及び裁定について執行能力を有しているにもかかわらず執行を拒絶した場合で、情状が深刻な場合、刑法第 313 条の規定に基づいて、判決・裁定執行拒絶罪により処罰しなければならない。

第 2 条 執行義務を負う者が執行能力を有しているにもかかわらず次のいずれかの行為した場合、全国人民代表大会常務委員会の刑法第 313 条に関する解釈において規定されている「執行能力を有しているにもかかわらず執行を拒絶し、情状が深刻なその他状況」と認定しなければならない。

(一) 財産状況に関する報告の拒絶又は虚偽の報告、人民法院による高額消費に対する制限及び関連の消費令に対する違反などの執行を拒絶して、科料又は拘留などの強制措置を受けた後もなお執行を拒絶する場合。

(二) 被執行者の履行能力に関する重要な証拠を偽造、破壊した、暴力・威嚇・賄賂での買収方法により他人の証言を阻止した又は指図、賄賂での買収、脅迫により他人に偽証

させて、人民法院による被執行者の財産状況に対する調査を妨害し、判決及び裁定の執行をすることができない場合。

(三) 法律文書によって交付を指定された財物、証券・証書類の交付を拒絶した又は家屋からの転出、土地からの立ち退きを拒絶し、判決及び裁定の執行をすることができない場合。

(四) 他人と結託し、虚偽の訴訟、虚偽の仲裁、虚偽の和解などの方式を通じて執行を妨害し、判決及び裁定の執行をすることができない場合。

(五) 暴力、威嚇の方法を用いて執行員の執行現場への立ち入りを妨害した又は多衆を集めて騒ぎを起こし、執行現場に突入して、執行業務の実施をすることができない場合。

(六) 執行員に対して侮辱、包囲攻撃、留置、殴打の行為を働き、執行業務の実施をすることができない場合。

(七) 執行に関する事件資料、執行用の公務車両及びその他執行用の器具、執行員の衣服並びに執行用の公務証明書を破損、奪取して、執行業務の実施をすることができない場合。

(八) 法院の判決及び裁定の執行を拒絶し、債権者に重大な損失を負わせる場合。

第3条 執行申立人が証明のための証拠を有しているとともに次に掲げる状況に該当する場合、人民法院は刑事訴訟法第204条第3号の規定に合致すると判断し、自訴事件として立件・審理を行う。

(一) 執行義務を負う者が判決及び裁定の執行を拒絶し、執行申立人の人身、財産に関する権利を侵害し、法により刑事責任を追及しなければならない場合。

(二) 執行申立人がすでに告訴状を提出したにもかかわらず、公安機関又は人民検察院が執行義務を負う者の刑事責任を追及しなかった場合

第4条 本解釈第3条で規定されている私訴事件について、刑事訴訟法第206条の規定に基づいて、訴追者は判決の宣告前に、自ら被告人と和解する又は私訴を撤回することができる。

第5条 判決及び裁定の執行を拒絶する刑事事件は、一般的に執行法院の所在地の人民法院が管轄する。

第6条 判決及び裁定の執行を拒絶する被告人が一審判決の宣告前に、すべて又は一部の執行義務を履行した場合、事情を酌量して寛大に処罰することができる。

第7条 贍養費（扶養費において、特に子供・孫が父母・祖父母を養うための費用をいう——訳注）、扶養費、養育費、救済金、医療費、労働報酬などの支払いに関する判決及び裁定の執行を拒絶した場合、事情を酌量して重く処罰することができる。

第8条 本解釈は公布した日から施行する。これ以前に公布した司法解釈及び規範性文書が本解釈と一致しない場合、本解釈を基準とする。

出所：

2015年7月21日付け中華人民共和国最高人民法院ウェブサイトを基にJETRO北京事務所で日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-15045.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。